**＜医療法人解散認可申請に係る注意＞**

**Ⅰ　医療審議会と書類の事前審査の日程について**

　１　**所管の健康福祉センター（保健所）へ提出する前に、医務保険課において事前の審査（仮申請による審査）を受けてください（提出１ヶ月前までに）。**

　２　医療審議会医療法人部会の開催予定は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審議会開催予定月 | 事前の審査 | 申請受付期間 |
| ７月 | ５月末まで | ～６月２０日 |
| １０月 | ８月末まで | ７月１日～９月２０日 |
| ２月 | １２月末まで | １０月１日～１月２０日 |

※上記の日程は、一応の目途であり、事情により変更される可能性がありますので、事前に御確認のうえ十分余裕を持って準備されますようお願いします。

**Ⅱ　書類の提出について**

　１　用紙は日本産業規格Ａ４判を用い、横書き左綴じとします。

　２　**書類は３部（正本１部、副本２部）所管の健康福祉センター(保健所)へ提出してください。**

添付書類については，申請書に記載されているとおりです。

**Ⅲ　解散認可後の手続きについて**

　　法人を解散し，清算法人に移行した後は、忘れずに下記の手続きを行ってください。添付書類については，届出書に記載されているとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続き | 必要な届出 | 備考 |
| 解散の登記 | 医療法人登記完了届（第２７号様式） | 解散登記は認可後２週間以内（組合等登記令第８条） |
| 清算人の登記 | 医療法人清算人就任届（第２４号様式） |  |
| 清算の結了 | 医療法人清算結了届（第２５号様式） |  |